

令和7年度沖縄県気候変動適応策推進委託業務に係る
企画提案コンペ実施要領

1. 事業の概要等

(1) 委託業務名

令和7年度沖縄県気候変動適応策推進委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 企画提案コンペの趣旨

世界的な課題である気候変動問題については、地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減する緩和策とともに、気候変動影響の影響を防止・軽減する適応策を車の両輪として県全体で連携して推進していく必要がある。

そのため、本業務では、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（気候変動適応計画）を踏まえ、気候変動問題の正しい知識の普及及び行動変容を図り、特に県民による適応策の取組を促進することを目的とし、各種普及啓発事業を実施する。

以上の目的達成のためには、イベントの企画力や実行力等の能力、幅広い知識や専門性等を有する事業者を選定する必要があるため、企画提案を募集する。

(3) 委託する業務内容

「令和7年度沖縄県気候変動適応策推進委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

(5) 予算額

業務委託料として、5,159,000円以内（消費税率10%の額を含む。）で企画すること。ただし、金額は企画段階の目安であり、契約金額ではない。提案採択後、調整することがある。

2. 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (3) 本実施要領や仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。
- (4) 沖縄県内に本店、支店、営業所等を有する法人であり、担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。

なお、応募は共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、次のとおりとする。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は(1)から(13)の要件をすべて満たしていること。
- イ 共同企業体を構成する全ての事業者（代表する事業者を除く。）は、(1)から(3)及び(5)から(13)の要件を満たしていること。
- (5) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税の滞納がないこと。
- (6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。
- (13) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (14) 過去3年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体が行ったイベント、出前講座等の開催（類似業務でも可）の受託実績があること（契約書の写し及び実施業務の概要など、内容を確認できる資料を提示すること。）。類似業務の実績がない場合や実施が困難な場合は、その実績を持つ組織・企業等と共同で企画提案を行うこと。

（注1）地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（注2）主な労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働契約法（平成19年法律第128号）

- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
（昭和 47 年法律第 113 号）
- (5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (6) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
（平成 3 年法律第 76 号）
- (7) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
（昭和 60 年法律第 88 号）
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- (10) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）
- (13) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (14) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

3. 応募手続等

(1) 事業に関する質問受付

○質問期限：**令和 7 年 5 月 16 日（金）正午必着**

○方法：質問書により 6. 問い合わせ先担当者あて電子メールで行うこととする。

なお件名を「【質問】令和 7 年度沖縄県気候変動適応策推進委託業務企画提案」とすること。また、電子メール後は、電話により受信確認を行うこと。

○回答方法：環境部環境再生課ウェブサイトにて随時掲載する。

(2) 企画提案書等の提出

○提出期限：**令和 7 年 5 月 23 日（金）16 時（必着）**

○提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 4 階）
沖縄県環境部環境再生課

○提出方法：上記の提出場所に電子メールにより提出すること

○提出部数：6 部

次のア～クの書類を 1 セットとして提出すること。（1 部は原本、残りはコピー可。）

なお、ウの「会社概要等」に添付する「①定款（又は寄付行為）」及び「②収支決算書（直近 3 年間）」については、原本への添付のみ（1 部のみ）で差し支えない。

○提出書類等：

ア 企画提案参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **【様式 1】**

イ 企画提案書・・ **【任意様式】**

企画提案書の内容は、別添仕様書を踏まえ作成し、次の項目を含むこと。

また、企画提案書は A 4 版を基本とし、簡潔で分かりやすく記述すること。

- ① 本業務を実施するに当たっての基本的な考え方（気候変動問題や本事業の目的・意図等）
- ② 普及啓発イベントや出前講座の企画・運営に係る概要、実施方法、集客手法等
- ③ ニュースレターの構成イメージ、情報収集先、テーマ等

④ 業務遂行体制（実施体制、スケジュールなど）

ウ 会社概要・・ 【様式 2】

① 定款（又は寄付行為）、②収支決算書（直近 3 年間）を添付

エ 過去 3 年間の類似業務等の実績・・ 【様式 3】

オ 見積書・・ 【様式 4】

※積算内訳を添付すること。また、積算内訳の記載に当たっては、単価や数量、見積条件が分かるよう明記すること。

※積算の費目については、以下の内容とする。

①直接人件費

②直接経費（①直接人件費及び③再委託費を除く）

③直接経費（再委託費）

④一般管理費（（①+②）の 10%以内）

⑤消費税

カ 誓約書・・ 【様式 5】

キ 社会保険に加入義務がないことについての申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式 6】

（加入義務がない場合のみ添付）

ク 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【任意様式】

※ウ、エ、カ、キについては共同企業体の場合、構成員ごとに提出すること。

○主な評価項目：

企画提案書等については主に次の項目により評価する。

- ・事業の趣旨、目的に沿った提案であること。
- ・提案されたイベントや出前講座の実施等の内容が、具体的かつ効果的であること。
- ・提案されたニュースレターの作成方針が具体的かつ、効果的であること。
- ・委託業務を確実に遂行できる能力・体制等を有していること。
- ・事業を遂行するに当たり、妥当な積算となっていること。

(3) 県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日県から照会を行うことがある。

(4) 第 1 次審査（参加資格審査等）

○環境再生課内で上記 2 の参加資格の確認等を行う。

ただし、提案者数が多数の場合は、環境再生課内で企画提案書等の内容を審査し、3 者程度を選定する。

○審査結果について、県から書面等で連絡する。

(5) 第 2 次審査（プレゼンテーション）

○企画提案選定委員会を設置し、企画提案書等の内容を審査する。

ア 日時：令和 7 年 6 月 5 日（木）AM 予定

イ 場所：沖縄県庁 4 階第 3 会議室

○最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

○審査結果について、県から書面等で連絡する。

※結果通知は、選定委員会から1週間以内に通知する。

○また、最終審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 審査時間は1社あたり25分とする。

(プレゼンテーション15分、質疑応答10分を予定)

ウ 最終審査においては、提出した企画提案書等のみを用いて説明することとし、資料の追加及びパソコン等の機器の使用は認めない

エ 審査は非公開で行い、審査経過に関する問合せは受け付けない。

(6) 委託契約

本業務に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

また、共同企業体の場合は、契約時に、各構成員間で締結した協定書を契約書に添付することとする。

なお、協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、契約不適合責任、協議事項等

4. 留意事項

- (1) 本企画提案選定委員会に係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本業務に係る提案書類及び内容等については、県環境再生課（本コンペ関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画提案書等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次順位以降の企業に業務委託先を変更する場合がある。
- (5) 選定結果についての質問や異議申し立ては受け付けない。

5. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当

する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) やむを得ない理由（疾病による影響その他天災、人災等による影響等）が生じた場合、契約内容を見直すことがある。

6. 提出先及び問い合わせ先

- ・ 住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 4 階）
- ・ 部課名：沖縄県環境部環境再生課
- ・ 担当者：竹内
- ・ 電 話：098-866-2064 FAX：098-866-2497
- ・ e-mail：aa021100@pref.okinawa.lg.jp
- ・ 時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:15